

要望書（回答）

1 安定した運営を確立するための公定価格と在り方について

本協議会では、保育新制度がスタートした平成27年度から平成29年度までの3年間における保育標準時間認定利用者と保育短時間認定利用者の割合を調査した結果、保育園により大きな差があることがわかりました。（別添資料参照）

この保育利用時間による公定価格差は、一定程度の差が生じることは理解していましたが、施設利用者全体における保育短時間認定利用者が占める割合が高いほど、健全な保育施設の運営に支障をきたす実態となっています。

今後、市におかれましては、市内の保育園における保育標準時間認定利用者数と保育短時間認定利用者数の割合を調査し、運営実態を把握した上で、運営の安定が保てるような配慮対応をして頂くよう要望いたします。

【回答】（健康子ども部子ども育成課 担当）

平成26年度までの運営費は、保育短時間単価を基本に算出されてきましたが、新制度では、保育短時間単価をベースに標準時間単価分を上乗せする形になっており、新制度施行後は結果的に全園が増収になっている現状であります。

したがって、現行の公定価格の仕組みから入所児童の認定状況によって、保育短時間利用者と標準時間利用者に偏りが発生していることはあるものの、保護者の希望を最優先に入所調整を行っている結果であることを御理解願います。

2 障害児保育加算における定義の拡大等について

障害児保育の実施に係る補助金については、苫小牧市保育所等障害児加算補助金交付要綱に基づき交付されておりますが、当該要綱における障がい児の定義の中に「苫小牧市おおぞら園並びに医療機関において障害を有すると判定され、保育士の加配が必要とされた児童」の項目があります。

そして、保育士の加配が必要とされる児童は、おおぞら園などの施設から提出される意見書によるものとされ、施設から発行される「通所受給者証」については、判定の対象外となっております。

しかし、通所受給者証は、施設の判断で通園の必要性を認めているものであることと、道内の私立幼稚園においては、私立幼稚園等管理運営費補助金の制度により、通所受給者証を持つ児童を交付対象としていることから、同様の対応にさせていただくよう要望します。

また、保育園での集団生活にあたり、加配が必要であると施設に相談し、保護者も加配を希望している場合には、今後も従来どおり意見書を出して頂き、個別支援が手厚く実施できますよう、ご高配を引き続きお願い申し上げます。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

苫小牧市保育所等障害児保育加算補助金につきましては、保育の実施に必要な人件費等の経常的経費を交付目的にしている一方、北海道の私立幼稚園管理運営費補助金につきましては、私学振興を目的に障がい児を受け入れた場合に運営費を加算する項目の一つとして位置付けられており、制度設計が異なるものと考えております。

しかしながら、保育所では軽度発達障がいなどの対応に御苦労していることは認識しており、市内の教育・保育施設の所管部として、幼稚園と保育所での取扱いに不均衡を感じる部分があることも理解できますので、当面は現行の支援を継続していく中で、当該補助金制度のあり方を含めて検討していく必要があると考えております。

3 5歳児相談の積極的な推進と5歳児健診の実施の早期実現について

本協議会では、長年にわたり5歳児健診の実施を要望書においてお願いしていますが、実現に一步近づくための5歳児相談事業が開始されていることは大きな前進であり、今後も事業を積極的に拡大して頂きたいと思っております。

今後も各施設にポスターやチラシを掲示するなどの広報活動を充実させ、保護者への周知や利用促進に努め、事業の増々の充実を図って頂けたらと思っております。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

5歳児発達相談については、対象となる保護者への個別通知を行うほか、市内の保育園・幼児教育施設や関連する公共施設などにポスター掲示をお願いし、周知に努めております。

今後も、保護者からの相談に丁寧に対応しながら、事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

4 定員超過受入れする未満児に対する新たな財政措置の創設並びに延長保育事業の安定運営のための補助について

保育園における定員を超えての受入れについては、市からの依頼に対応する形で長年にわたり実施してきているところですが、受入れに伴うリスクに対する適切な財源措置が取られていない状態が続いています。

超過受入れのリスクについては、受け入れるために必要となる保育士や途中退職などに際し改めて採用する保育士の確保の困難と併せて超過受け入れにより起こる保育の質の低下などが、全国的な問題となっております。

超過受入れに対する財政措置については、国は、超過分を公定価格で補っているとしていますが、特に未満児の受入れにおいては、十分な面積の確保や保育士・看護師

はもとより、それに伴う栄養士など全ての職員に与える影響や環境の新たな整備が求められることから、「超過破綻」などと言われております。

保育の実施において、施設における定員とは何かを改めて考え、定員を超える児童の受入れが、保育を受ける園児や保育を行う保育士に、そして健やかな発達保障を実現するための保育の実施にどのような影響を与えるものかを、再考すべき時期に来ていると考えており、特に待機児童が多いとされる0歳児から2歳児までの3歳未満児の定員超過受入れがもたらすリスクに対しては、新たな財政措置を創設していただくよう要望いたします。

また、延長保育事業に取り組む保育事業所では、延長保育実施における事故防止や安全確保にかかる配慮など、万が一の事態に備えた緊急時対応等についても担当する保育士の重責となっています。(保育時間延長は複数配置制) このように、人件費及び職員のメンタルリスクに対しても重圧のかかる事業のひとつでもあります。今後も、利用される保護者の方が安心してこの事業が運営できますよう、他市町村で実施されている市の単費による補助を苫小牧市においても実施して頂きたいと思っております。(別添資料参照)

【回答】(健康こども部こども育成課 担当)

待機児童の解消は喫緊の課題であり、各園では特に3歳未満児の受入れについては、本年3月現在で貴会員園13園のうち、10園が利用定員を上回る受入れをいただいております。

現在、子ども・子育て支援事業計画では、3歳未満児の保育の受皿を拡充するため小規模保育施設等の施設整備を中心に進めておりますが、将来的に出生数の減少が見込まれる中で、保育需要とのバランスを考慮しつつも、将来的には既存施設を活用した受け入れ拡充にシフトしていくことも想定されますことから、今回の御要望も踏まえ検討していく必要があると考えております。

また、延長保育事業につきましては、他都市では独自に補助を行っていることは認識しておりますが、新制度移行後におきましても実施園では実質的な減収には至っていないと考えております。

したがいまして、今後の公定価格の動向を注視するとともに、実施園の考えをお聞きしてまいりたいと考えております。

5 アレルギー等対応特別給食提供事業補助金の創設並びに給食従事者の検査事項に係る補助について

(1) アレルギー等対応特別給食提供事業補助金の創設

アレルギー疾患を有する子どもが増加する傾向にある中、食物アレルギーについては、厚生労働省が平成 23 年 3 月に発出した「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」及び市が平成 26 年 9 月に作成した「苫小牧市認可保育園における食物アレルギー対応ガイド」に基づき、対応しているところであります。

本協議会の会員の調査では、28 人のアレルギー児の内、0 歳児が 8 人、1 歳児が 6 人、2 歳児が 4 人、3 歳以上が 10 人となっております。それぞれの園児に対しては、基本除去食を確認した上で、アレルギー対応特別給食を提供しておりますが、提供には、保護者の理解のもと、栄養士・調理員はもとより担任の保育士を含む全ての職員の共通理解が必要となっております。

そのような状況の中、アレルギー対応特別給食を適切に継続して提供していくためには、栄養士・調理員等を適切に配置し、代替え食材や提供に必要な物品を購入する必要があることなどから、実施園では大きな実務負担となっております。

今後も、他の園児同様、アレルギーをもつ園児に対しても、安全で安心な給食を提供していくために、既に全国の多くの自治体で実施しています特別給食提供事業補助金の創設を要望いたします。

【回答】(健康こども部こども育成課 担当)

アレルギー対応食の提供につきましては、給食の取り違いや誤飲誤食は絶対に避けなければならない、御苦労をお掛けしていると考えております。

現在、貴会員園では直近で 10 園 30 人を受け入れ、最大で 2 園が 5 人を受け入れている状況もあり、御要望について一定の理解はできるのですが、安全な食の提供は給食担当の責務であるとともに、各園の受入人数にばらつきがある現状もあることから、まずは、各園での受け入れの推移を注視するとともに、道内他市の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

(2) 給食従事者の検査事項に係る助成について

給食提供業務に従事する職員につきましては、給食を安全で衛生的に提供するため、保健所の指導のもと、毎月検便等の検査を行っておりますが、検査の中には、発生のピークが冬期間とされているノロウイルスの検査など、検査費用が高額なものもあり、大きな負担となっております。

安全で安心な食材管理や衛生管理の徹底のため、又、集団感染の発生防止のために行う検査のうち、費用が高額な検査に対する負担軽減について検討していただくよう要望いたします。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

給食従事者の検便検査につきましては、国の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、月1回以上の検査を受けるものではありませんが、ノロウイルスの検便検査につきましては努力義務となっていることもあり、公立園では12月と2月の2回行っております。

また、検査方法につきましては、PCR法で行うことが望ましいとされておりますが、検査速度や料金を勘案し、EIA法を用いることも一つの手法であると考えております。